

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	(総合政策部総務課)	50
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(広報広聴課)	51
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………	(環境推進課)	51
○北海道自然環境等保全条例に基づく保護地区等の指定の変更……………	(自然環境課)	51
○北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定の解除……………	(自然環境課)	52
○高圧ガス保安法による指定保安検査機関の業務の廃止……………	(資源エネルギー課)	52
○土地改良区の役員の就任の届出……………	(農業施設管理課)	52
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	52
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	52
○道路の供用の開始……………	(道路課)	53
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	(砂防災害課)	53
○平成23年度及び平成24年度において競争入札に参加する者に必要な資格等の一部改正……………	(出納局総務課)	53

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	53
------------------------	----

道教育庁上川教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(2件)……………	54
----------------------------	----

道人事委員会規則

○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	56
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	57

道監査委員公表

○監査公表第4号……………	57
---------------	----

告 示

北海道告示第294号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

協定の適用を受ける。

平成23年4月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
デスクトップパソコン 10台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成23年5月27日
- (4) 納入場所 北海道総合政策部総務課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道総合政策部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎5階テレビ会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部総務課)
- (2) 入札日時 平成23年5月17日午後2時(送付による場合は、同月16日までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 パソコン 2台
- (2) 予定時期 平成23年9月頃

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部総務課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sum/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-204-5122

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be purchased :
Desk Top Personal Computer, 10 set
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., May 17, 2011
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., May 16, 2011)
- C Contact : Administrative Division, Department of General Policy, Hokkaido Government,
Nisi 6-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5122

北海道告示第295号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年4月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成23年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式
- 2 落札を決定した日

平成23年4月5日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社電通北海道
- (2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11-1

4 落札金額

128,100,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成23年2月18日付け北海道告示第96号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第296号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年4月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 形質変更時要届出区域 岩見沢市東町207番1の一部、217番1の一部、218番1の一部、221番の一部、222番の一部、223番1の一部、233番の一部、234番の一部及び246番の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第297号

昭和49年北海道告示第1020号（北海道自然保護条例に基づく保護地区等の指定）で指定した釧路小学校環境緑地保護地区の区域を次のとおり変更する。

その区域を示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

- | 名称 | 区域 |
|---------------|--------------------|
| 釧路小学校環境緑地保護地区 | 釧路市浦見2丁目35及び36の各一部 |

平成23年4月22日

北海道告示第298号

昭和49年北海道告示第1021号（北海道自然保護条例に基づく保護地区等の指定）で指定した日進小学校のサンナシ記念保護樹木は、その指定を解除する。

その区域を示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 4 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第299号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第58条の30の3 第2 項において準用する同法第58条の24の規定により、次のとおり指定保安検査機関係業務の廃止の届出があった。

平成23年 4 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 名称
エア・ウォーター・ハローサポート株式会社
- 2 代表者の氏名
代表取締役 吉岡信男
- 3 所在地
札幌市豊平区月寒東2条16丁目1番6号
- 4 業務の範囲
液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第78条第4 項で規定する特定施設の保安検査
一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第80条第4 項で規定する特定施設の保安検査
- 5 廃止年月日
平成23年 4 月 4 日

北海道告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、てしおがわ土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成23年 4 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

就 任 年 月 日 理事・監事の別 氏 名 住 所

北海道告示第301号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年 4 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 留萌市礼受町856（国有林）、7 の48・361・720（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、7 の50
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 島牧郡島牧村字栄浜380の1 地先（次の図に示す部分に限る。）、380の1、381の8、381の31から381の33まで
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに留萌市役所及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第302号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 4 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ		平成23年 4 月22日	
1 指定施業要件の変更に係る保 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。） 安林の所在場所		北海道知事 高 橋 はるみ	
2 保安林として指定された目的 風害の防備		南茅部尾札部10地区急傾斜地崩壊危険区域	
3 変更後の指定施業要件		次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱12号とを結んだ線によって囲まれた区域	
(1) 立木の伐採の方法		市	字 地番 標柱番号
ア 主伐は、択伐による。		函館市	尾札部町 1223番 1 1
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		同	同 2727番 2
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。		同	同 1209番 4 3
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。		同	同 1212番 2 4
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）		同	同 1186番 2 5
		同	同 同 6
		同	同 同 7
		同	同 同 8
		同	同 487番 9
		同	同 1197番 10
		同	同 1213番 11
		同	同 432番 1 12
北海道告示第303号		北海道告示第305号	
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。		平成23年北海道告示第 7 号（平成23年度及び平成24年度において競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。	
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。		平成23年 4 月22日	
平成23年 4 月22日		北海道知事 高 橋 はるみ	
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事 高 橋 はるみ	
道道 岩見沢石狩線	石狩郡新篠津村6957番地先から同郡新篠津	平成23. 4. 22	
北海道空知総合振興局	村6952番 2 地先まで		
札幌建設管理部			
道道 月形幌向線	石狩郡新篠津村5558番地先から同郡新篠津	同	
北海道空知総合振興局	村5558番地先まで		
札幌建設管理部			
道道 岩内洞爺線	磯谷郡蘭越町字旭台196番30地先から同郡蘭	同	
北海道後志総合振興局	越町字旭台338番 1 地先まで		
小樽建設管理部			
北海道告示第304号		総合振興局告示及び 振興局告示	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。		北海道後志総合振興局告示第 3 号	
その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。		次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
		平成23年 4 月22日	

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
広幅複写機の賃貸借 一式（1台の1月当たりの単価及び1メートル当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成23年4月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社川端文化堂
(2) 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目
- 4 落札金額
基本料金 27,000円
1メートルから300メートルまで 30円
301メートル以上 26円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成23年2月22日付け北海道後志総合振興局告示第59号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第38号

次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。
平成23年4月22日

北海道教育庁上川教育局長 菅 沼 肇

- 1(1) 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油その6（旭川南地域）	160,000リットル
イ A重油その7（東川地域）	112,000リットル
ウ A重油その8（中川地域）	17,000リットル
エ A重油その9（美深地域）	221,000リットル
オ A重油その10（下川地域）	31,000リットル
カ A重油その11（名寄地域）	211,000リットル
キ A重油その12（士別地域）	55,000リットル
ク A重油その13（富良野地域）	155,000リットル

- | | |
|-----------------|------------|
| ケ A重油その14（美瑛地域） | 36,000リットル |
| コ A重油その15（上川地域） | 21,000リットル |
- (2) 落札を決定した日
平成23年3月24日
 - (3) 落札者の氏名及び住所
ア (1)のア
(ア) 氏 名 なかせき商事株式会社
(イ) 住 所 稚内市中央5丁目2番31号
イ (1)のイ
(ア) 氏 名 北海丸油株式会社
(イ) 住 所 旭川市宮下通15丁目1201-1
ウ (1)のウ
(ア) 氏 名 天北物産株式会社
(イ) 住 所 中川郡中川町字中川262番地
エ (1)のエ
(ア) 氏 名 株式会社園部商会
(イ) 住 所 中川郡美深町大通南2丁目11番地
オ (1)のオ
(ア) 氏 名 石谷商事株式会社
(イ) 住 所 上川郡下川町共栄町245番地
カ (1)のカ、ク、ケ及びコ
(ア) 氏 名 茂田石油株式会社
(イ) 住 所 旭川市住吉4条2丁目8番13号
キ (1)のキ
(ア) 氏 名 有限会社ひまわり燃料
(イ) 住 所 士別市西1条11丁目452番地184
 - (4) 落札金額
ア 76円50銭
イ 77円50銭
ウ 91円
エ 87円
オ 87円
カ 76円70銭
キ 72円
ク 77円70銭

ケ 76円60銭

コ 77円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成23年2月8日付け北海道教育庁上川教育局告示第3号

2(1) 随意契約に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油その1（特別支援西地域）

177,000リットル

イ A重油その2（特別支援東地域）

166,000リットル

ウ A重油その3（旭川北地域）

219,000リットル

エ A重油その4（旭川西地域）

93,000リットル

オ A重油その5（旭川東地域）

198,000リットル

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成23年3月24日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア (1)のア及びウ

(ア) 氏 名

日東石油株式会社

(イ) 住 所

旭川市本町2丁目

イ (1)のイ

(ア) 氏 名

株式会社旭ダンケ

(イ) 住 所

旭川市東鷹栖東3条4丁目2163番地

ウ (1)のエ

(ア) 氏 名

有限会社三栄石油

(イ) 住 所

旭川市豊岡14条5丁目3番14号

エ (1)のオ

(ア) 氏 名

北海丸油株式会社

(イ) 住 所

旭川市宮下通15丁目1201-1

(4) 随意契約に係る契約金額

ア 76円50銭

イ 76円50銭

ウ 76円50銭

エ 76円50銭

オ 76円50銭

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地

旭川市永山6条19丁目

北海道教育庁上川教育局告示第39号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年4月22日

北海道教育庁上川教育局長 菅 沼 肇

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

(1) 灯油その1（旭川北地域）

95,600リットル

(2) 灯油その2（旭川西地域）

33,300リットル

(3) 灯油その3（旭川東地域）

36,800リットル

(4) 灯油その4（旭川南地域）

19,000リットル

(5) 灯油その5（東川地域）

26,000リットル

(6) 灯油その6（中川地域）

6,800リットル

(7) 灯油その7（美深地域）

15,500リットル

(8) 灯油その8（下川地域）

9,500リットル

(9) 灯油その9（名寄地域）

125,800リットル

(10) 灯油その10（士別地域）

9,800リットル

(11) 灯油その11（富良野地域）

44,100リットル

(12) 灯油その12（美瑛地域）

6,800リットル

(13) 灯油その13（上川地域）

6,700リットル

2 落札を決定した日

平成23年3月24日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(4)

ア 氏 名

株式会社狩野燃料店

イ 住 所

旭川市永山3条18丁目1番11号

(2) 1の(2)及び(3)

ア 氏 名

五東石油株式会社

イ 住 所

旭川市1条通19丁目右3号

(3) 1の(5)及び(12)

ア 氏 名

茂田石油株式会社

イ 住 所 旭川市住吉 4 条 2 丁目 8 番13号 (4) 1 の(6) ア 氏 名 株式会社中川石油 イ 住 所 中川郡中川町字誉35番地 (5) 1 の(7) ア 氏 名 株式会社馬場商店 イ 住 所 美深町字大通北 2 丁目10番地 (6) 1 の(8) ア 氏 名 石谷商事株式会社 イ 住 所 上川郡下川町共栄町245番地 (7) 1 の(9) ア 氏 名 株式会社北部菱雄 イ 住 所 士別市大通東11丁目1616番地 4 (8) 1 の(10) ア 氏 名 有限会社ひまわり燃料 イ 住 所 士別市西 1 条11丁目452番地184 (9) 1 の(11) ア 氏 名 日下石油倉庫株式会社 イ 住 所 富良野市若葉町 2 番20号 (10) 1 の(13) ア 氏 名 地崎商事株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 3 番地31 4 落札金額 (1) 78円80銭 (2) 79円 (3) 79円 (4) 79円50銭 (5) 81円 (6) 92円 (7) 88円 (8) 86円 (9) 81円50銭 (10) 78円 (11) 83円50銭 (12) 82円	(13) 84円30銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成23年 2 月 8 日付け北海道教育庁上川教育局告示第 4 号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山 6 条19丁目 道 人 事 委 員 会 規 則 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年 4 月22日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則13－77 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）の一部を次のように改正する。 第 5 条の 3 中「施設」の次に「、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第 3 号に規定する事業における人事委員会が定める活動を行う場所、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第 77条第 1 項に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が定めるものを行う施設又は人事委員会が定める事業における放課後等の学習その他の活動を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を「各事業を利用する」に、「ために赴く」を「ため赴き、又は見送るため赴く」に改める。 第11条第 1 項第21号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。 第11条第 1 項第23号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。 附 則
---	--

この規則は、公布の日から施行する。 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年 4 月22日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則13－78 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－43）の一部を次のように改正する。 第 5 条の 3 中「施設」の次に「、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第 3 号に規定する事業における人事委員会が定める活動を行う場所、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第 5 条第 7 項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法第 77条第 1 項に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が定めるものを行う施設又は人事委員会が定める事業における放課後等の学習その他の活動を行う場所」を加え、「当該放課後児童健全育成事業により育成される」を「各事業を利用する」に、「ために赴く」を「ため赴き、又は見送るため赴く」に改める。 第11条第 1 項第21号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に改め、同号に次のように加える。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。 第11条第 1 項第23号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。） 平23年 4 月22日 北海道監査委員 沢 岡 信 広 北海道監査委員 喜 多 龍 一 北海道監査委員 坂 本 人 士 北海道監査委員 太 田 博 正 誤 ○平成23年 2 月18日（第2256号） 北海道告示第104号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 <table><tr><td>ページ</td><td>欄</td><td>行</td></tr><tr><td>54</td><td>左</td><td>27</td></tr><tr><td>誤</td><td></td><td>（Ⅰ－24－1310）</td></tr><tr><td>正</td><td></td><td>（Ⅱ－24－1310）</td></tr><tr><td>54</td><td>左</td><td>35</td></tr><tr><td>誤</td><td></td><td>（Ⅰ－24－1320）</td></tr><tr><td>正</td><td></td><td>（Ⅱ－24－1320）</td></tr></table>	ページ	欄	行	54	左	27	誤		（Ⅰ－24－1310）	正		（Ⅱ－24－1310）	54	左	35	誤		（Ⅰ－24－1320）	正		（Ⅱ－24－1320）
ページ	欄	行																				
54	左	27																				
誤		（Ⅰ－24－1310）																				
正		（Ⅱ－24－1310）																				
54	左	35																				
誤		（Ⅰ－24－1320）																				
正		（Ⅱ－24－1320）																				
道 監 査 委 員 公 表																						
監査公表第 4 号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第 5 項の規定により、平成23年 3 月28日包括外部監査人岩本敏美から、監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第 3 項の規定により次のとおり公表する。 （「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道																						